

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
一時保育事業 自己負担金 【子ども教育部】 子育て支援課	一時保育事業 自己負担金 未払い 平成 21 年度分	1 人 (2 件)	12,900 円	令和 2 年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、令和 3 年 1 月 14 日に債権放棄した。
学童クラブ おやつ代 【子ども教育部】 育成活動推進課	学童クラブ おやつ代 未払い 平成 21・22 年度分	1 人 (15 件)	18,750 円	令和元・2 年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、令和 3 年 1 月 15 日に債権放棄した。
ふれあい 食事サービス 自己負担金 【地域支えあい 推進部】 介護・高齢者 支援課	ふれあい 食事サービス 自己負担金 未払い 平成 21・22 年度分	1 人 (15 件)	8,250 円	令和元・2 年度に時効が完成した債権で、本人は死亡し、単身であったため相続人が判明せず債務の履行意思を確認できないため、令和 3 年 1 月 14 日に債権放棄した。
成年後見費用 求償収入 【健康福祉部】 福祉推進課	成年後見費用 求償収入 平成 22 年度分 平成 24 年度分	2 人 (2 件)	111,490 円	2 件とも本人が死亡した事例。1 件は時効が完成し相続人不明の事例。1 件は債権額が少額で強制執行した場合の費用を越えないため、令和 3 年 1 月 14 日に債権放棄した。
合 計		5 人 (34 件)	151,390 円	